

審 第5122号-1  
答 申 第 636 号  
令 和8年1月20日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年9月21日付け松健福第1366号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1166号

令和4年7月12日付けで審査請求人から提起された、令和4年7月1日付け松健福第872号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和4年7月1日付け松健福第872号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、別表の「開示すべき情報」について開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年5月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「令和4年2月13日から同年3月4日までの間における、松戸保健所と〇〇〇〇（以下「施設G」という。）の間の、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に関連するやりとりの内容のわかるもの、並びに松戸保健所がコロナに関連して施設Gに対して上記期間中に行った措置及びその措置を講じた理由の分かるもの。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象文書として「松戸保健所が施設Gに関して行った調査に係る報告書及び添付資料」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示しない部分を報告書の内容（決裁欄に記載された情報を除く）及び添付資料の内容、開示しない理由を「条例第8条第2号、第3号及び第6号に該当する。当該情報は、当該高齢者施設の入居者及び職員等の機微な情報であることから、入居者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第8条第2号に該当する。また、当該情報を開示すると、当該高齢者施設について、コロナに関する風評や憶測を招くおそれがあり、当該高齢者施設に対する信用、社会的評価等を低下させるおそれがある。したがって、当該情報を公にすることにより、当該高齢者施設の事業活動に支障を及ぼすなど、当該高齢者施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条第3号に該当

する。さらに、当該調査は、高齢者施設等の協力に基づいて行うものであるから、当該情報を開示すると、高齢者施設等の当該調査への協力を得ることが難しくなり、県の行うコロナに関する事務に著しい支障が生ずるおそれがある。したがって、当該情報を公にすることにより、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当する。」として、本件決定を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年7月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定に記載の処分のうち、情報を開示しない部分について不開示とした処分を取り消す、との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 処分の理由として条例8条2号、3号及び6号を根拠としている。しかし、以下に述べるとおり、これらの根拠によって不開示処分を行ったことは誤りである。

#### (2) 条例8条2号

2号については、イないしニに該当する場合には公開する対象となるとされている。そして、本件は以下の通り口に該当する。

本件において審査請求人が審査請求を行ったのは、弁護士である審査請求人の依頼者の家族が入居していた施設Gという介護付き有料老人ホームについて、コロナのクラスターが発生した際、どのように保健所が指導等をしていたかを知るためであった。

具体的には、審査請求人の依頼者の家族（以下「A」という。）は施設Gに入居していたところ、本年2月に施設G内においてコロナのクラスターが発生した。Aは、2月15日、コロナの陽性判定を受け、その後3月4日に救急搬送されて実施されたCT撮影の結果、肺炎と確認され、3月7日に死亡した。

施設Gは、Aの家族を含む入居者の家族に対して、コロナのクラスター発生後、一切情報の提供をしなかったため、Aの家族はAが3月4日に突然救急搬送されて肺炎と診断され、手の施しようがないといわれるまでの過程を全く知らない。

この点、審査請求人において施設Gに対して調査を行っているところ、Aは、コロナの陽性判定を受けた2月15日以降、毎日SPO<sub>2</sub>の数値を計測されており、その数値が重症度分類における中等症I相当の域内の数値を継続して示していたことが

判明した。Aは、罹患当初呼吸困難の症状を示していなかったが、SPO<sub>2</sub>の数値から見れば中等症Iに該当するか否かを確認するべく、肺炎所見について検査されるべき状態にあったといえる。

そして、早期の検査によって肺炎所見が確認されていれば、その段階で入院治療を受けて救命できた可能性が十分にあったと考えられる。

この点、審査請求人において、施設G側に当時の状況を確認したところ、施設Gは「保健所の指示に従っていた」旨回答した。仮に施設G側の言が正しければ、Aを含む入居者についてクラスターが発生した後に講じた対応は保健所の指示に基づいていたことになるが、この点は現時点では不明である。クラスター発生という緊急事態における保健所の指示の相当性を検討することはAの遺族にとって重要であることはもちろんのこと、保健所が民間施設と適切に連携し機能しているかを明らかにすることは、他の入居者や県民にとっても非常に有益かつ必要性が高いことであり、今後の保健所の運用を考える上でも重要である。

以上の通り、保健所がクラスターの発生した老人ホームに対してどのような指導等を行ったかを確認することは、Aの相続人の損害賠償請求権という財産に関する権利を保護することに有用であり、かつ公にすることが必要な情報である。また、当該情報の確認は、現在施設Gに入居している者について、クラスター発生時にどのような指導の下にケアを受けたか、それが適切だったのかを知ることができ、入居者の生命、健康の保護に極めて有用な情報であって、公にすることが必要な情報である。そして、ひいては、県民全体にとっても、クラスター発生後に保健所がどのように機能していたのかを知ることが、県民の生命、身体、生活を保護するために公にする必要性が極めて高いものである。

よって、かかる情報を公開することはAの遺族の財産の保護だけでなく、現在の施設入居者の生命、健康の保護、県民の生命、身体、生活の保護にも資するものであって、社会における高齢者福祉の観点からも公にする必要性が高いから、口に該当する。

### (3) 条例8条3号

3号については、但書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。」と規定されている。

そして、上記の通り、本件において開示を求める情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要というべきものであるから、開示が認められるべきである。

### (4) 条例8条6号

処分では、6号に該当する理由として、情報を開示することで高齢者施設等の

当該調査への協力を得ることが難しくなり、コロナに関する事務に著しい支障が生じるおそれがあるとしている。

しかし、処分において述べる事務に生じるという著しい支障は、何ら具体的な内容がない抽象的な主張に止まるものであり、具体的な状況からは考えがたいというほかない。

特に、施設Gのような有料老人ホームにおいてコロナのクラスターが発生した際、入居者に対して適切な対応をするべく保健所の指導を仰ぐことは一般的に行われている。医学・感染症学の専門家が常駐しているわけではない施設が保健所の指導なく独断で対策を講じれば、その全責任を施設側が負うこととなり、入居者の生命を預かる施設がそのようなリスクを率先して被ると考えることは現実的ではない。よって、仮に本件の情報を公開したとしても、これをもって一般的に、今後、有料老人ホームが保健所と連携してコロナの対応をすることを躊躇う、という状況は到底想定し得ないものである。

よって、処分理由における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは想定しがたく、同号に該当すると認め得ない。

- (5) 以上から、条例8条2号については口該当すること、同条3号については、同号但書に該当すること、同条6号には該当しないのであるから、不開示とした処分は誤りである。

よって、審査請求の趣旨記載の審査を求める。

### 3 弁明に対する反論

実施機関の弁明について、以下のとおり反論する。

#### (1) 条例8条2号について

ア 実施機関は、条例8条2号を、比較考量を前提とした規定であり、公にしないことにより保護される個人の権利利益の方が上回ると弁明している。

しかし、かかる弁明は誤りである。

イ 実施機関は、条例8条2号の趣旨について「人の生命、健康等の利益」と「これを公にしないことにより保護される個人の権利利益」の比較考量する条項であると述べている。

この趣旨について重要な点は、前者が「人」の生命、健康等の利益であり、後者が「個人」の権利利益であるという点である。すなわち、前者は請求人及びそれに関連する者に関する生命、健康等の利益だけを対象とするものではなく、およそ「人」が対象となる。一方、後者は特定個人の権利利益についてのみ対象となる。この点は、法文において条例8条2号柱書では「個人」としながら、同号口は「人」と規定し、意識して「個人」と「人」を区別していることから明白である。

ウ そこで実施機関の弁明を再度確認するに、実施機関が劣後すると考えた「人の生命、健康等の利益」はAの損害賠償請求権という財産権のみである。

しかし、請求人が「人の生命、健康等の利益」として挙げているのはAの財産権だけでなく、他の施設入居者や県民の利益も含む。具体的には、施設Gにおいて生じたクラスターについて、保健所が具体的にどのような指示をしたのかという指示の相当性を検討することは、保健所が民間施設と適切に連携し機能しているかという施設Gの他の入居者や県民にとっても非常に有益かつ必要性が高い情報であることはいままでもない。特に、近年のコロナの蔓延状況を考慮すれば、その必要性は今後の保健所の運用を考える上でもより高度であるというべきである。

そのため、同号口の事情はAの財産権だけでなく施設Gの施設入居者全般、県民の生命、健康等の利益も含むものであって、実施機関の弁明は請求人の主張を矮小化して解釈したと考えられることから問題である。

エ この点、実施機関は、本件不開示部分を開示することをもって人の生命、健康等の利益を保護することに直結しないと弁明している。

しかし、Aの財産権については、保健所により適切な指導がなされ、それに従って施設Gが対応したかどうかは、損害賠償請求権の存否、内容を検討するに当たって直結する情報というべきである。また、現在の施設入居者及びその他同様の施設利用者、ひいては県民全体の利益という点においても、保健所が適切な指導をしているか、民間施設との連携が十全に機能しているかを知ることによって、今後も保健所の指導に信頼をおけるか否かの判断基準となり得るのだから、直接的にその利益に資することとなる。

オ 一方、個人の権利利益についてであるが、実施機関の弁明によれば「入居者や職員のプライバシー」という抽象的で曖昧なものを挙げるに過ぎない。実施機関も「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」と述べているとおり、結局、特定の個人の識別は至らないものの、抽象的なおそれ程度の危惧感を挙げているのである。これがAだけでなく施設Gの入居者全般や県民の利益と比較して優先するとは考えがたい。

さらには、実施機関の指摘する上記の個人情報の保護の対象者が同施設の入居者や職員であればなおのこと、施設の運営が保健所との連携に基づき適切に行われているか、つまりは入居者と職員ら自らの安心安全が守られている状況であるかを確認することは、同人ら自身の権利利益に資するものである。すなわち、入居者及び職員は施設関係者である以前に県の施策下にある「人」であり、同号口における「人の生命、健康、生活を保護」されるべき対象者なのであるから、実施機関の述べる入居者や職員のプライバシーを犠牲にしてまで応じるべき情報開示ではない

との主張は、結果的に同人らの生命と健康を犠牲にすることを意味している。

加えて、実施機関が、施設Gの入居者や職員の氏名や住所、生年月日を意識するのであれば、今回請求の源泉となったA以外の者の氏名、住所、生年月日という個人を特定できる箇所のみを不開示対応とすればよいのであり、それらの記載を盾に全てを開示しないというのは明らかに条例の趣旨に反した、行き過ぎた対応と考えざるを得ない。

カ 以上から、同号ロによって保護すべき利益はAの財産権のほか入居者及び職員全般すなわち県民の生命、健康等の利益である一方、対立する利益は抽象的な危惧感に過ぎない。さらに、入居者及び職員のプライバシー保護が情報開示に優先されるとの主張については、請求人の開示請求対象の情報はあくまで施設側の対応と入居者の体調管理や待遇であってA以外の人物の特定自体は不要であるのだから、実施機関は、同人以外の個人を特定できる箇所のみを秘匿扱いとすれば十分である。具体的には、他の入居者及び職員個人の「住所、氏名、生年月日」のみをマスキングする等、特定を不可能とするための手段は簡便に取り得る。それにもかかわらず同号ロに該当しないと判断するのであれば、同号ロは事実上空文化することと同義であるから、同号ロに基づく開示は認められなければならない。

## (2) 条例8条3号について

ア 実施機関は、条例8条3号について、情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と公にしないことによる法人又は事業を営む個人の権利利益の保護を比較考量して後者が上回ったと弁明している。

イ この点、条例8条2号において述べたとおり、本請求によって保護すべき利益はAの財産権のほか入居者全般や県民の生命、健康等の利益である。すなわち、感染症蔓延の状況下、県内の有料老人ホームをはじめ障害者施設等の特定施設に親族を入居させている者たちは、入居者との面会もままならぬまま施設でのクラスター発生の報せを受けている現状がある。Aのように親族が連絡を受けた時には危篤状態であったという悲惨な例もあるところ、施設と保健所がどのように連携をとっていたのか、施設は保健所の指示に従って適切な対応を行っていたかどうかという情報は、正に同号に掲げる「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」以外のなにもものでもない。この点、実施機関は、本件不開示部分を公にすることにより具体的に人の生命、健康等を保護することになるものとは認められないと述べているが、上記の視点を欠き不相当である。

ウ また、実施機関は、対立する利益として、当該施設に対する風評や憶測を招くおそれがあり、結果として当該施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれを挙げている。

しかし、施設Gにおいてコロナの大規模クラスターが発生した事実は現に存在するにもかかわらず、その詳細を県民に知られれば風評や憶測を招くというのは論理的に不可解である。むしろ適切に情報開示を行った方が風評や憶測の流布を抑制できるといえる。

また、前述のとおり、介護付き有料老人ホームにおいて大規模クラスターが発生した際に施設がどう対処したかについて、ある程度公になることは、入居者や同施設への入居を検討している者達の生命、健康を保護するために極めて有益な情報であって、それを隠すことはむしろ公正な競争を妨げることとなる。すなわち、情報が開示されれば、県民は施設に対して事実に基づく適切な評価を下せることとなり、施設の競争上の地位は公正な判断に基づくものになるのであって、対立利益として請求人の主張する利益を上回るものとは考えがたい。

エ 以上から、条例8条3号によって保護すべき利益はAの財産権のほか入居者全般、ひいては県民の生命、健康等の利益である一方、対立する利益は特に保護に値するとも思えず、むしろ開示されないことは県民に対する誠実さを欠き、不利益を被らせるものである。それにもかかわらず同号に該当しないとすれば、同条2号ロで述べたときと同じく同号が事実上空文化することと同義であるから、開示は認められなければならない。

### (3) 条例8条6号について

ア 実施機関は、条例8条6号について、情報を公にすることで今後同種事案が発生した場合に相談の差し控えや調査拒否がなされて必要な情報の収集ができなくなる等、感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると弁明している。

イ しかし、実施機関の弁明は、請求人の審査請求に対して正面から弁明を行っていない。

すなわち、請求人は、施設Gのような民間の有料老人ホームにおいてコロナのクラスターのような事態が発生した場合、何ら保健所に相談したり指示を仰ぐとしなければ施設が単独で全責任を負う事態となりかねないのであるから、今回情報開示がなされたとしても、今後、施設Gが保健所への相談等を躊躇うことを想定することは現実的ではないと述べた。

しかし、実施機関の弁明は、不開示理由とほぼ同様のことを繰り返し述べるのに止まり、施設Gが法的責任等を免れるために保健所への相談等を躊躇うことが想定し得ないという具体的事例に依拠する問題意識について何ら弁明できていない。

結局のところ、実施機関の弁明は、極めて抽象的な危惧感を述べ、少しでもその抽象的な危惧感があれば条例8条6号に該当すると主張しているのであって、

県民に対する説明の責務を全うし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図るという本条例の趣旨を蔑ろにするものというほかない。

ウ この点、保健所は、感染症の予防に係る事務は相談内容が公にされないことを前提としていると述べる。

しかし、千葉県には条例が存在する以上、一定程度の情報が公になる可能性があるにもかかわらず、実施機関の一方的な判断で相談内容が公にされないと考えるのは本条例の存在意義を脅かす弁明であり、理解しがたいものである。

また、本条例が存在する以上、当該施設としても情報開示の可能性は了解しているはずであるから、当該施設における不開示の期待を守る必要は低く、条例に従った情報開示がなされることによって当該施設との信頼関係が損なわれるということも考えがたい。

エ 以上から、実施機関の弁明はいずれも理由がなく、条例8条6号に基づく開示は認められなければならない。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

##### 1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### 2 処分の内容・理由について

対象行政文書の特定及び内容並びに処分理由については、前記第2のとおりである。

##### 3 弁明の内容

請求人は、条例8条2号については同号ただし書口に該当すること、同条3号については同号ただし書に該当すること、同条6号には該当しない旨を主張する。

##### (1) 条例8条2号について

請求人は、条例8条2号ただし書口「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張するが、同号ただし書口は、当該情報を公にすることにより保護される、人の生命、健康等の利益とこれを公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較考量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示するものと解される。

請求人は「保健所がクラスターの発生した老人ホームに対してどのような指導等を行ったかを確認することは、Aの相続人の損害賠償請求権という財産に関する権利を保護することに有用であり、かつ公にすることが必要な情報である」としているが、本件不開示部分を開示すること自体をもって「人の生命、健康、生活又は財産

を保護する」ことに直結するものではなく、入居者や職員のプライバシーを犠牲にしてまで当該情報を公にすべきものとは認められず、条例8条2号ロに該当しない。

(2) 条例8条3号について

請求人は、条例8条3号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張するが、同号ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる法人又は事業を営む個人の権利利益の保護を比較考量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示するものと解される。

本件では、上記(1)のとおり、本件不開示部分を公にすることにより、具体的に人の生命、健康又は財産を保護することになるものとは認められず、条例8条3号ただし書に該当しない。

(3) 条例8条6号について

請求人は、仮に本件の情報を公開したとしても、これをもって一般的に、今後、有料老人ホームが保健所と連携してコロナの対応をすることをためらうという状況は到底想定し得ず、条例8条6号に該当するとは認め得ない旨主張する。

しかしながら、保健所における感染症の予防に係る事務は、その相談内容が公にされないことを前提としているため、本件対象文書を公にすることにより、当該施設との信頼関係を損ない、今後同種の事案が発生した場合に相談の差し控えや調査拒否により必要な情報を収集することができなくなる等、感染症予防事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例8条6号に該当する。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書及び本件不開示情報について

本件対象文書は、令和4年2月に施設Gで発生したコロナの集団感染について、松戸保健所が施設Gに対して行った調査に関する報告書とその添付書類（以下「報告書等」という。）である。文書は全部で59頁あり、その内容は別表「文書内容」欄に記載のとおりである。

本件決定において、実施機関は本件対象文書の1頁目の決裁欄以外の部分を全て不開示としている（以下、これらの不開示部分に記載されている情報を「本件不開示情報」という。）。

## 2 開示、不開示の判断の基本的な考え方について

### (1) 本件不開示情報の条例8条2号、3号及び6号該当性について

本件不開示情報は、コロナに感染した施設Gの入所者や職員の病状等に関する情報であると共に、コロナ感染者への対応状況という施設Gを運営する法人の詳細な内部管理情報でもある。よって、これらの情報は、基本的に条例8条2号の個人情報に該当すると共に、同条3号イの法人等情報に該当する。

また、本件対象文書は、コロナの集団感染という緊急時の対応のために作成されたものであり、その多くが施設Gから松戸保健所に提出された資料と認められ、手書きの書き込みが見受けられるなど、本件不開示情報には未確定の情報も含まれているものと思料される。このため、本件不開示情報を公にすることにより、今後、同種の事案が発生した場合に、施設Gの同種施設が資料の保健所への提出を躊躇するなど、施設Gの同種施設や保健所の迅速な対応が阻害され、感染症対策に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、本件不開示情報は基本的に条例8条6号の事務事業情報に該当する。

### (2) 条例9条の適用について

本件不開示情報は、前記(1)のとおり基本的に条例8条2号、3号イ及び6号の不開示情報に該当するものと認められる。

しかし、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件不開示情報の中には、条例9条(部分開示)の規定に反して、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、当該部分を除いた部分につき開示できるにも関わらず、これを不開示にしている箇所が散見された。

よって、これらの箇所については、条例9条の規定により開示すべきである。

## 3 開示すべき情報について

前記2の基本的な考え方に基づき当審査会が審査したところ、本件不開示情報のうち下記の情報は、それぞれに記載する理由により不開示情報には該当せず、部分開示が可能であるため、開示すべきである。

### (1) 全体に共通する開示すべき情報

ア 表題、項目名及び表欄外の表記(手書きのメモ、医師の氏名、病院の名称・所在地・電話番号、整理番号、事案No及びHER-SYS IDを除く。)

これらの情報は、報告書等の実質的な内容ではないため、前記2(1)に記載した不開示情報には該当しない。

なお、手書きのメモ、医師の氏名、病院の名称・所在地・電話番号、整理番号、事案No及びHER-SYS IDは、報告書等の実質的な内容であり、前記2(1)に

記載した理由により不開示情報に該当する。

イ 年月日・日時（個別の感染者及び終息日に関するものを除く）及び收受印

本件開示請求は、期間を令和4年2月13日から同年3月4日まで、やり取りの内容をコロナ関連と特定した上で、松戸保健所と施設Gのやり取りに関する文書の開示を求めるものである。そして、上記内容の本件開示請求に対して、本件対象文書が特定されたことからすれば、この期間に松戸保健所と施設Gとの間でコロナ関連のやり取りがなされたこと、すなわち、この期間に施設Gでコロナの集団感染が発生したことは、事実上明らかになっているものと認められる。

そのため、本件不開示情報に記載された年月日・日時については、基本的には、これらを公にしても施設Gを運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、また、今後、感染症対策に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないため、条例8条3号イ及び6号には該当しない。よって、これらの情報は、いずれも不開示情報には該当しない。

ただし、本件不開示情報に記載された年月日・日時のうち、個別の感染者に関するものは感染者の個人情報であることから条例8条2号に該当し、また、終息日は公にすることが予定されている情報ではなく、施設Gを運営する法人の内部管理情報と認められることから条例8条3号イに該当し、いずれも不開示情報に該当する。

ウ 保健所名及び施設の名称（施設運営法人の名称を含む）・種別・所在地・電話番号  
前記イと同じ理由により、これらの情報は、いずれも条例8条3号イ及び6号には該当しないものと認められ、不開示情報には該当しない。

なお、本件不開示情報の中には感染者の住所を施設Gの所在地としているものが認められるが、当該情報は感染者の個人情報であり、前記2（1）に記載した理由により不開示情報に該当する。

## （2）特定の頁における開示すべき情報

ア 26、27、35及び36頁における、添付ファイル名及びメール本文（県職員以外の者の氏名、職員数、入居者数、陽性者に関する記述、メールアドレス及び携帯電話番号を除く。）

これらは電子メールに関する情報である。

添付ファイル名及びメール本文（職員数、入居者数、陽性者に関する記述、メールアドレス及び携帯電話番号を除く。）は、県職員の所属・氏名を除き、いずれもメールの実質的な内容ではないため、前記2（1）に記載した不開示情報には該当しない。メール本文のうち県職員の所属・氏名は、条例8条2号ハの公務員

の職務遂行情報であり、当該職員が施設Gの職員とメールのやり取りをすることは、前記（１）イと同じ理由により条例８条３号イ及び６号には該当しない情報と認められるため、不開示情報には該当しない。

なお、これらの頁の一部に手書きのメモが認められるが、これは特定の患者への施設Gの対応に関する情報であり、前記２（１）に記載した理由により不開示情報に該当する。

#### イ ４１頁における、連絡担当者及び送付先（メールアドレスを除く）

当該頁は保健所が作成した文書であり、その内容は施設Gへの対応に関するものである。保健所が施設Gに関連して何らかの対応をすることは、前記（１）イと同じ理由により条例８条３号イ及び６号には該当しない情報と認められるため、これらの情報は不開示情報には該当しない。

なお、保健所のメールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信されたりして業務に支障が生じるなど、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例８条６号に該当するため、不開示情報に該当する。

#### ウ ５３頁における、調査者所属氏名

当該情報は、条例８条２号ハの公務員の職務遂行情報であり、当該職員が調査者として施設Gに関する調査票を作成することは、前記（１）イと同じ理由により条例８条３号イ及び６号には該当しない情報と認められるため、不開示情報には該当しない。

#### エ ５４頁から５６頁まで

５４頁から５６頁までの不開示部分は、その全てがホームページに掲載されていたものの写しであり、開示請求当時、公にされていた情報と認められるため、これらの情報は、不開示情報には該当しない。

### ４ 審査請求人の主張について

#### （１）条例８条２号ロ及び３号ただし書該当性について

審査請求人は、本件不開示情報が条例８条２号ロ及び３号ただし書に該当すると主張しているため、以下、検討する。

条例８条２号ロ及び３号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報については、不開示情報から除かれる、というものである。この規定の適用に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益を比較衡量し、開示、不開示の判断をすべきである。

審査請求人は、Aの相続人の損害賠償請求権を保護する利益及び施設Gの入居者

と県民の生命、健康等を保護する利益が、感染者の個人情報や施設Gを運営する法人の権利等を保護する利益を上回ると主張している。

しかし、本件不開示情報は施設Gという個別の施設に関する情報であり、この情報が公になることで保護される利益は、一般的にはAの相続人を含む施設Gの入居関係者にとっての利益というべきである。仮に、審査請求人が主張するとおり、本件不開示情報を公にすることで広く県民にとって保護される利益があったとしても、それは施設Gの情報を参考にして得られる間接的な利益であり、特段の事情がない限り、条例8条2号ロ等で定める人の生命等の保護に直結する利益とは言えないものである。また、そのような特段の事情も、本件審査では認められなかった。

他方、本件不開示情報を開示しない利益は、当該情報が病歴というセンシティブな個人情報を含んでいることからその保護の必要性は高く、前述した本件不開示情報を開示する利益が、これを開示しない利益を上回るとは認められないものである。

以上のとおり、本件不開示情報は条例8条2号ロ及び3号ただし書には該当しない。

#### (2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、A以外の個人を特定できる箇所のみを秘匿扱いとすれば十分と主張するが、情報公開制度は何人の請求であっても同じように開示、不開示の判断をするものであり、これは条例8条2号ロ等の判断でも何ら変わるものではないことから、この主張を認めることはできない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれの主張も当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 5 結論

実施機関は、本件決定のうち、別表の「開示すべき情報」を開示すべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月26日	諮問書の受理（反論書含む）
令和7年 6月30日	審議
令和7年 7月25日	審議
令和7年 9月29日	審議
令和7年10月24日	審議
令和7年11月27日	審議

## 別表

頁	文書内容	開示すべき情報
1	報告書	表題、項目名、年月日（探知日、報告日に限る）、施設名・種別・所在地・電話番号
2・3	チェック表	表題、項目名、施設（集団）名・所在地・電話番号（個人の番号を除く）及び表欄外の表記
4～7	患者ごとの経過表	表題、項目名
8～24	施設内陽性者の一覧表	表欄外の表記（手書きのメモを除く）及び項目名（表の2行目（一部1行目あり）、7列目及び12列目）
25	入居者対応記録	項目名
26・27、 35・36	メール（施設Gと保健所間）	項目名、年月日・日時、施設（施設運営法人）名・所在地・電話番号、添付ファイル名及びメール本文（県職員以外の者の氏名、職員数、入居者数、陽性者に関する記述、メールアドレス及び携帯電話番号を除く）
28	陽性者リスト	表題、項目名（表の1行目及び2行目、記載例含む）及び表欄外の表記（手書きのメモを除く）
29～34 38・39	陽性者の状況一覧表	項目名（表の1行目）及び表欄外の表記（手書きのメモを除く）
37	利用者リスト	項目名（表の1行目）及び表欄外の表記（手書きのメモを除く）
40	入居者への対応記録	項目名（表の1行目及び2行目）
41	施設Gへの対応について	表題、項目名、年月日、保健所名、施設名・住所、連絡担当者及び送付先（メールアドレスを除く）
42・44 ・45	陽性者の状況一覧表	項目名（表の1行目）及び表欄外の表記（手書きのメモを除く）
43	入居者への対応記録	項目名（表の1行目及び2行目）
46	入居者への対応記録	項目名（表の欄外）
47～48、 50～51	メモ	表欄外の表記（手書きのメモを除く）及び項目名（表の1行目）

頁	文書内容	開示すべき情報
49	メモ	表題、項目名、受付年月日・日時
52・59	発生届	表題、項目名、報告年月日、收受印、当該者所在地（電話番号含む）及び表欄外の表記（医師の氏名、病院の名称・所在地・電話番号、手書きのメモ及びHER - SYS IDを除く）
53・57 ・58	調査票	年月日・日時（個別の感染者に関するものを除く）、表題、項目名、表欄外の表記（整理番号、事案No及びHER - SYS IDを除く）及び調査者所属氏名
54～56	館内図面	全部

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)